



子ども部における補助金申請事務処理誤りについて

子ども部において、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金」（担当課：子ども相談課）及び「千葉県子ども・子育て支援補助金」（担当課：子ども支援課）の申請、実績報告の事務処理に誤りがあり、補助金交付額に未収入が生じました。

市政に対する市民の皆様のご信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、信頼の回復と一層の再発防止に努めていきます。

1. 「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金」申請の事務処理誤りについて

(1) 概要

当該補助金は、放課後等デイサービス事業の負担金として、国から交付していた部分に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により同サービスの利用増等に対応する補助金として、新たに千葉県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金が新設されたものです。（補助金交付決定額を上限として国からの配分を県の補助金として支出されるもの）

同補助金の令和2年3月2日から春休みの前日までの利用に係る補助金交付申請において、本来交付される694千円より低い199千円で申請したため、差額となる495千円が未収入となりました。

(2) 経緯及び原因

①経緯（令和2年）

- ・3月24日：県からの交付申請に係るメールを受理、3月26日までに交付申請書を提出するよう依頼あり。
- ・3月25日：県へ交付申請書を提出
- ・3月31日：交付申請額を再確認したところ、申請額の算出を誤り、本来交付申請する額の約10分の1の額を申請額としてしまったことに気づく。
※1単位を単価10円に直し申請額を算出すべきところ、単位数のまま算出。
- ・3月31日：県へ交付申請額の変更を要望。既に交付額が決定し支出負担行為の処理が済んでいる状態であり、申請額の変更は難しいと回答を受ける。

- ・ 4月 2日：県へ県の本補助金交付要綱（R 2. 3. 26 制定）に規定されている変更申請手続きに基づき変更交付申請ができないか再度要望。県の新たな担当者から4月以降に前年度の変更交付決定を行うことは不適切な事務処理となり、行うことができないと回答を受ける。
- ・ 5月20日：県から交付申請額199千円で交付額が確定したと連絡があり。

②原因

申請額を算出する際、本来、1単位を単価10円に直し算出すべきところ、誤って単位数のまま計算してしまったことが原因です。

(3) 処分内容

7月16日、子ども相談課長を訓告処分としました。また事務担当者に厳重注意処分を行いました。さらに同日、管理監督責任により、部長及び次長についても厳重注意処分としました。

2. 「千葉県子ども・子育て支援補助金」申請の事務処理誤りについて

(1) 概要

子ども・子育て支援補助金は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とし、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）や延長保育等13事業を対象とし、国、県から3分の1ずつ補助金が交付されます。

同補助金の事務処理は、子ども支援課、子ども相談課、保育課、健康づくり支援課の4課13事業の申請を子ども支援課が取りまとめ、一括し千葉県へ申請、報告しています。

本件は、補助対象13事業のうち、子ども支援課の「放課後健全育成事業」にかかる補助金の実績報告において、同課放課後対策担当が積算を誤り、さらに取りまとめを行った同課課長補佐が報告書へ記載する金額への認識が不十分であったため、本来交付される87,367千円より低い額で申請、交付確定額が76,967千円となり、差額10,400千円が未収入となりました。

(2) 経緯及び原因

①経緯（令和2年）

- ・ 3月31日：県からの補助金実績報告提出に係るメールを受信し、4課に実績報告の作成を依頼。
- ・ 4月10日：実績報告を千葉県へ提出。
- ・ 5月28日：子ども支援課放課後対策担当が補助金額を確認。総事業費と対象経費の支出額に誤りがある事に気づく。
- ・ 5月28日：県へ実績報告額の変更を要望。既に交付手続きが完了しているため、修正追加交付できないと回答を受ける。
※国庫補助は、これから処理がされるため修正可能であり、申請どおりの交付となることを確認。

②原因

子ども支援課放課後対策担当において、補助基準額となり得る実支出額へ、人件費を二重に差し引いた額を計上したこと。また、特に補助金申請を取りまとめた子ども支援課子ども総合計画担当の同課課長補佐が、誤った認識で金額を計上し報告書を作成したことが原因で未収入が生じました。

(3) 関係職員の処分について

- ・子ども部子ども支援課 課長補佐 男性（60歳）減給10%1箇月
- ・子ども部子ども支援課 課長 男性（52歳）減給10%1箇月
- ・子ども部次長 男性（54歳）戒告
- ・子ども部長 女性（57歳）戒告

※なお、7月16日付けで子ども支援課放課後対策担当の3名の職員に対し、訓告処分又は嚴重注意処分を行いました。

3. 子ども部の事務処理誤りにおける今後の対応と再発防止策

- (1) 補助金の提出書類作成にあたっては、国・県の記載要領における変更点などを毎年度再確認し、担当内において情報共有し理解する。さらに解釈の疑義や誤りが生じた場合は、上司に即時報告し対応協議を行う。
- (2) 補助金申請・実績報告は年度末年度当初の多忙な時期に行われるが、事前に準備も可能な事務もあることから短い期間内に処理ができるよう申請・実績報告にかかる準備とチェック体制を整える。
- (3) 各事業担当からの報告数値に差異がある場合、当該事業担当に確認を行い、差異の理由を確認する。
- (4) メールにより提出先にデータを送信する場合は、事前に所属長に報告・決裁を行うこと。また、補助金を取りまとめる担当は、国・県からの発出メールは各担当に転送、受領確認を行うこと。
- (5) 補助金等の決裁を受ける際には、申請から交付確定までの内容がわかる書類を合わせて添付すること。

【問い合わせ】

○「千葉県子ども・子育て支援補助金」申請の事務処理誤りについて

子ども部子ども支援課 課長 荒井康哲
☎04-7185-1111（内線496）

○「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金」申請の事務処理誤りについて

子ども相談課 課長 阿部政人
☎04-7185-1111（内線407）